

1 事業名

所沢市下水道条例の一部改正

2 事業の概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しが行われたことを踏まえ、排水設備指定工事店の指定の基準及び排水設備工事責任技術者の登録の資格に係る欠格条項を見直すため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の制定を踏まえ、他の自治体においても同様の条例改正が見込まれる。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付書類

- ・新旧対照表

新

旧

議案第91号 所沢市下水道条例の一部を改正する条例

(指定の申請)

第9条の2 略

2 略

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 次条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2)～(7) 略

(指定の基準)

第9条の3 管理者は、第9条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

(1)～(3) 略

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ～オ 略

カ 法人であつて、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

2 略

(責任技術者の登録の資格)

第9条の7 略

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) 心身の故障により責任技術者の職務を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 略

(指定の申請)

第9条の2 略

2 略

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2)～(7) 略

(指定の基準)

第9条の3 管理者は、第9条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

(1)～(3) 略

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ～エ 略

オ 法人であつて、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

2 略

(責任技術者の登録の資格)

第9条の7 略

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(2) 略

3 略

3 略